

## 森林吸収源インベントリ情報整備事業（拡充）

【平成22年度予算額 450,435（450,435）千円】

### 事業のポイント

京都議定書に基づく森林吸収量の報告に必要なデータの収集・分析を行います。

報告する吸収量が国際審査で認められるよう、審査での指摘事項へ対応するとともに、次期約束期間で新たに盛り込まれる吸収量の取扱いに関し、我が国の状況に対応した吸収量の算定手法の開発等を行います。

- ・ 京都議定書に基づく森林吸収量の算定方法の開発及び基礎データの整備は、平成18年度から本事業で実施。
- ・ 平成22年度には、第1約束期間中の初めての森林吸収量の算定・報告を行う予定。
- ・ 森林吸収量の算定・報告は、条約事務局の指定する国際専門家により、京都議定書等の国際合意との整合性、時系列の一貫性等について審査を受ける義務。
- ・ 審査では、過去の審査指摘事項の改善状況等も評価。
- ・ 次期約束期間での吸収源の取扱いは、国際的に議論されているところ。新たに盛り込まれる内容に関し、我が国の森林の状況に対応した吸収量の算定手法の開発等に早急に取り組むことが必要。

### 政策目標

国際的に承認される我が国の森林吸収量

1,300万炭素トン（平成20年～24年の年平均量）

#### < 内容 >

1. 森林吸収量算定のための基礎データの収集・分析
  - (1) 衛星画像等による土地利用変化の把握
  - (2) 枯死木、リター（落葉、落枝等）、土壌等の炭素蓄積量の把握
  - (3) 第1約束期間中の「森林経営」対象森林の率の把握
2. 森林吸収量の国際審査対応のためのデータ収集等  
第1約束期間についての吸収量が国際審査で認められるよう、審査での指摘事項へ対応するためのデータ収集等を行います。
3. 次期約束期間に向けた手法開発等  
次期約束期間で新たに盛り込まれる吸収源の取扱いについて、我が国の状況に対応した吸収量の算定手法の開発等を行います。
4. 伐採木材製品（HWP）における木材使用量等の把握手法の開発等

#### < 委託先 >

民間団体

#### < 事業実施期間 >

平成18年度～25年度（8年間）

[ 担当課：林野庁研究・保全課 ]